



暮らしの 情報ボックス

- 東川町役場 82-2111
- 改善センター(公民館) 82-3200
- 文化交流館 82-4245
- 文化ギャラリー 82-4700
- B&G海洋センター 82-4600
- 町立診療所 82-2101
- 大雪消防組合東川支署 82-2310
- 道草館 68-4777

10月

日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	⑦
⑧	⑨	10	11	12	13	⑭
⑮	16	17	18	19	20	⑳
㉑	22	23	24	25	26	㉒
㉓	29	30	31			

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	④
⑤	6	7	8	9	10	⑪
⑫	13	14	15	16	17	⑱
⑲	20	21	22	㉓	24	㉕
㉖	27	28	29	30		

10月のこよみ

- 8日 2006町民スポーツフェスタ(9日まで)
- 23日 まちづくりトーク21(第1コミセン)
- 25日 まちづくりトーク21(第2コミセン)
- 26日 まちづくりトーク21(児童館)
- 27日 まちづくりトーク21(西部コミセン)
- 28日 第36回町民文化祭(11月5日まで)
- 29日 第一小学校学芸会
- 30日 第三小学校学芸会
- 30日 まちづくりトーク21(改善センター)
- 11月 5日 東川小学校学芸発表会
- 12日 第二小学校学芸会

税務住民課住民相談年金係

年金を受けている方は、

こんな時には、こんな手

続きが!?

誕生日の月には

年金を受けている方が毎年1回、誕生日に必ず提出しなければならぬのが「現況届(年金受給権者現況届)」です。

この届は、年金を引き続き受けるための権利があるかどうかを確認するためのものですから、「現況届」を提出しないですと、提出されるまでの間、年金の支払いが一時的に止まることとなりますのでご注意ください。

「現況届」のハガキは、毎年誕生日の初め頃に、社会保険業務センターからご自宅に直接郵送されますので、「氏名・住所」など必要事項を記入の上、必ず誕

生日の末日までに、社会保険業務センターに到着するように切手を貼って返送してください。

住所や年金の受取場所を変更するとき

年金は、希望した金融機関や郵便局で受け取ることができですが、現在年金を受け取っている金融機関等から他の金融機関等に変更する場合は、役場にあります「年金受給権者住所・支払機関変更届」を社会保険事務所に提出しなければなりません。住所を変更した場合も同じように、住所・支払機関変更届の提出が必要となります。

「住所・支払機関変更届」を提出しないですと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなくなったり、希望する金融機関等で年金を受け取ることができない場合があります。

年金を受け取る金融機関等を変更する場合は、その金融機関等において「預金通帳の記号番号(口座番号)等」について「年金受給権者住所・支払機関変更届」に証明を受ける必要があります。詳しくは、住民相談年金係までお問い合わせ下さい。

年金証書をなくしたときなどは

「年金証書」を汚したり、なくしたりしたときは、「年金証書再交付申請書」を社会保険事務所に提出して再交付を受けておきましょう。

「年金証書」は、年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

免除等の申請期間が10月
末まで延長!!

一時的な経済的理由で保険料が納付できない場合の「免除(一部免除)・若年者納付猶予・学生納付特例」制度がありますが、今年度に限り、申請期間が平成18年10月末まで延長されることとなりました。

免除(一部免除)・若年者納付猶予:平成17年4月~平成18年6月まで
学生納付特例:平成17年4月~平成18年3月まで
となつています。

申請を忘れていた方は、是非この機会に手続きをしましょう。
お問い合わせ 旭川社会保険事

務所 ☎ 26 4 4 8 8 (直通) または役場税務住民課住民相談年金係 ☎ 82 2 1 1 1 (内線122)



10月1日から7日まで
「全国道路標識週間」

全国道路標識週間は、道路標識に対する関心を高め、標識の果たす役割を理解していただくことを目的としています。

親しみとつるおいのある標識整備を進めており、道路案内や安全走行の充実を図っています。一層分かりやすいものとするため、皆様からのご意見やアイデアをお待ちしております。

お問い合わせ 旭川開発建設部
道路第2課 ☎ 32 1 1 1 1 または旭川土木現業所道路建設課 ☎ 46 5 1 1 1